

令和5年度カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金 Q&A

※質問日ではなく、質問の類似性でまとめています

は、今回追加分です

令和5年4月14日現在

大項目	小項目	質問	回答	質問日
制度全般	制度全般	R5年度の公募要領の中でR4年度からの大きな変化点、注意しておくべき変化点などございますでしょうか。	基本的には同じ制度ですが、補助上限額を1億円から1億5千万円に引き上げています。詳しくは、公募要領をご確認ください。	3月27日
制度全般	制度全般	弊社は本社が兵庫県相生市にある金属製品のメーカーです。大阪のレンタルオフィスを大阪事務所として2名が働いています。また、大阪府にある某事務所は弊社が40%の株式を保有する関連会社です。本補助金事業に申請は可能でしょうか。	事業計画記入例及び公募説明動画でお伝えしているとおり、本社の所在地に関わらず、「主たる最先端技術の開発・実証の場所」が大阪府域であれば、応募要件を満たします。ただし、申請者は、営利企業である必要があります。	3月28日
制度全般	補助事業による利益	<p>カーボンニュートラル技術開発・実証事業で開発する技術製品に関連する部位・ユニット等・あるいはほぼ最終製品と同等性能のシステムは、万博期間前からあるいは実証期間中から販売・受注・納入を開始しても大丈夫でしょうか？</p> <p>（補助金で導入した機器を財産処分する意味ではなく）以前、経産省の開発補助事業などは、「データ取りのためのサンプル出荷または無償・原価での貸出のみに制限される」といったケースはかつてあったのですが本補助金ではそれらの制限はありますか？</p> <p>もしくは要素技術・機能全てが搭載された最終製品のみ、販売に制限がかかるということはありませんか？</p> <p>開発計画内の最終目標に向け、計画中であるかぎりは目標値や信頼性の向上に努めたいのですが、最終目標達成または期間終了までの間、民間企業は売上が立たないと維持できないので、応募を事前に確認したく存じます。</p> <p>ご返答のほどよろしく申し上げます。</p>	<p>補助事業の開発・実証の対象である技術又は事業化の権利の販売、補助事業において開発・実証に用いる技術・物品の供与により利益を得ることは認められませんが、当該開発・実証が完了した後の物品等を他に供与することによる利益であれば、補助事業期間中であっても、「補助金申請額」を差し引いた額で販売して利益を得ることは可能です。</p> <p>ただし、販売しようとする場合は事業計画書の資金調達計画に記載する必要があり、補助事業期間中に新たに販売する場合又は販売額や内容が変更となる場合は、事業計画変更承認が必要です。加えて、補助事業の実績報告において売上額を報告してください。</p> <p>また、補助事業期間中に、当該販売によって事業費から補助額を差し引いた事業者負担額を上回る利益を得ることは、補助金交付の目的上ふさわしくないことから、補助金交付額を売上に応じて減額することがあります。</p> <p>さらに、補助事業のコンソーシアム内での売買、100%同一資本に属するグループ企業及び補助事業者の関係会社への販売において利益が生じることは、補助金交付の目的上ふさわしくないことから、これらの相手先への販売により利益を得ることは認められません。</p> <p>なお、処分制限の対象となる財物の販売（処分）は知事の事前承認が必要ですが、補助事業期間中の処分制限対象物の処分は原則として認められません。</p>	3月24日

<p>制度全般</p>	<p>R4年度採択事業</p>	<p>R4年度補助金を交付頂いているものですが、 ・提出書類について昨年分から更新すべきところ、逆に更新せず昨年資料をそのまま使うべきところなどございますでしょうか。 ・今回提出時に割愛あるいは免除頂ける書類などございますでしょうか。</p>	<p>カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金交付事業申請書の別紙「カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金 事業計画書」2 実施計画に記載のとおり、過年度に本補助金を活用して申請事業の一部を実施している場合、次のとおりとさせていただきます。</p> <p>・(5)2～(11)の記載内容が過年度申請内容から変更がない場合は、当該欄に「過年度と同じ」と記載の上、当該年度の本補助金交付申請書（様式第1号）を添付してください。 ・過年度の補助事業実績報告書（様式第9号）を添付してください。</p> <p>これらの添付書類については、「提出済み書類の流用申請書（様式第1-4号）」の提出に代えることができる等、簡素化に務めていますが、提出書類については、全てご提出ください。</p>	<p>3月27日</p>
<p>制度全般</p>	<p>R4年度採択事業</p>	<p>令和4年度からの継続応募となります。提出書類の確認をさせて下さい。 令和4年度申請時点で予定していた令和5年度取組み内容及び予算に変更がございます。 その場合、交付要綱様式に関しては「様式第1号 交付申請書」は不要、「様式第1-4号 提出済み書類の流用申請書」「様式第2号 補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書」が必要、その他、全社提出書類として公募要領6 応募方法（2）提出書類に記載のア～カが必要との認識です。</p>	<p>令和5年度の申請者が、令和4年度に本補助金を活用して事業を実施されている場合についても、公募要領の「6 応募方法(2)提出書類」に記載のとおり、 ①令和5年度の補助金交付申請書（交付要綱様式第1号） ②アからカまでの書類 をご提出ください。その際、①の別紙である令和5年度の「事業計画書」については、以下のとおり作成してください。 (A)「2 実施計画」の(5)2から(11)の項目 →記載内容が、令和4年度申請内容から変更がない場合は「過年度と同じ」と記載し、変更があった項目をご記入ください。 (B)取組内容や予算など(A)以外の項目（別表「本年度の経費配分案」及び別添「本年度の経費配分案 委託費内訳」を含みます。） →記載内容が、令和4年度申請内容から変更がない場合は「過年度と同じ」と記載し、変更があった項目をご記入ください。 また、令和5年度の「事業計画書」の「2 実施計画」に記載のとおり、 ③令和4年度の本補助金交付申請書（様式第1号）、及び ④令和4年度の補助事業実績報告書（様式第9号） をご提出いただく必要がありますが、提出済み書類の流用申請書（様式第1-4号）に流用申請書類を記載し提出いただくことで、③や④の添付を省略することができます。 なお「様式第2号 補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書」の提出は不要です。</p>	<p>4月11日</p>

<p>制度全般</p>	<p>採択後の手続き (経費支出根拠資料)</p>	<p>経費支出根拠資料として提出する書類の内容に関する基準はどのようなになっているでしょうか。 例えば、例として記載のある従事状況記録は、「XX時～YY時〇〇業務に従事」のように業務時間のうち本取組に携わる時間を明確にする必要があるでしょうか。納品書では労務費XX円など細目まで求められるものでしょうか。 もし、経費支出根拠資料に関する見本などがございましたらご提示いただければ幸いです。</p>	<p>すべての経費支出根拠資料は、支出内容が明確に記載されている必要があります。 従事状況記録は、「XX時～YY時〇〇業務に従事」のように、業務時間のうち本事業に関する業務内容及び従事時間を明確に記載していただきます。従事状況記録等、作成が必要な帳票類については、採択者説明会で提示します。 納品書は、開発・実証事業費における原材料費や外注加工費等、開発・実証事務費における物品納付を伴う経費、試験分析費の支出根拠資料として示しているものです。 納品書については、物品や委託試験分析報告等が、発注仕様・数量と同じものが納入されている旨、及び納入日と発注経費（税額及び税抜価格）を確認します。</p>	<p>4月13日</p>
<p>対象経費</p>	<p>万博出展費用</p>	<p>大阪府内の中小企業事業者を代表事業所として応募予定ですが、大阪府／カーボンニュートラル技術開発・実証事業の応募に関する経費を算出するに付いての質問です。 質問 実証事業（リサイクルシステムづくり）は府内で行いますが、この実証事業を万博会場のブースで出展紹介したい。また出展できない場合はパネル紹介をしたいと思います。ブース出展か、パネル紹介が可能であればこのブース出展費用か、パネル紹介の費用をどのように算出すればよいですか？ 経費配分に記載する諸費用を教えてください。</p>	<p>公募要領1ページ目、下部に記載のとおり、本補助金に採択されたことをもって、日本国際博覧会協会（以下「協会」という）が行う事業への参画や協会が整備する場所の提供が確約されるものではありません。したがって、ご質問の万博会場へのブース出展やパネル紹介が確約されるものでもありません。 また万博会場のブース出展・パネル紹介の費用は令和5年度事業の補助対象外経費です。</p>	<p>4月5日</p>
<p>対象経費</p>	<p>人件費</p>	<p>派遣会社より派遣社員を雇い本事業に従事してもらう場合の費用は、対象経費項目の「直接人件費」として補助対象となるのでしょうか。 対象となる場合、人件費は派遣会社へ支払う金額ではなく、資料3 交付要綱の表2、等級単価一覧表の労務費単価（時間単価）が適用されるということでしょうか。 その場合、月給額の算出は、派遣社員が受け取る給与金額と弊社から派遣会社へ支払う金額とのどちらに基づくのでしょうか。</p>	<p>補助対象となります。 労務費単価の算出方法は、派遣契約によって異なります。 基本的には、補助事業者から派遣会社へ支払う金額から手数料及び消費税額を差し引いた正味の派遣料金を算定し、当該料金をもとに、交付要綱の表（第5条関係）で規定する等級単価一覧表における時間単価を算出してください。 なお、派遣契約で、日額・時給額が明確な場合は、その額を適用します。</p>	<p>4月14日</p>

対象事業	対象事業者の範囲	本補助金事業は既に開発済みのカーボンニュートラルに資する製品並びに実証済み技術を大阪府内の事業者へ導入する為の補助金制度として利用する事は不可でしょうか？	既に開発・実証がいずれも完了している製品・技術の導入費用は、対象になりません。	4月6日
対象事業	その他	今年度の実証において、回収・運搬、リサイクル業に関して所謂、特採扱い(法令に基づく規制の免除)は可能でしょうか。	廃棄物の回収・運搬・リサイクル等、関係法令が適用される事業を実施する場合は、法令への適合について所管行政庁への確認を取った上で、法令を遵守して実施してください。本事業に採択されたことをもって、法令の適用が免除されることはありません。	4月14日
申請書	提出書類	交付申請書に関して質問させていただきます。 様式第1-3号(暴力団等審査情報)に弊社「役員」の氏名等の記載を求められておりますが、ここでの「役員」とは、どの役職までを含むのでしょうか。例えば、取締役のみで十分なのか、執行役員も含むのか、御教示頂けると幸いです。宜しくお願いします。	登記簿謄本に記載されている役員の役職を指します(代表取締役、取締役、監査役など)。 交付要綱様式第1-3号(暴力団等審査情報)は、公募要領記載の提出書類ア 登記簿謄本に記載されている現在の役員をすべて記載してください。(履歴事項全部証明書を提出される場合は、現在の役員のみで構いません) 執行役員についても、登記簿謄本に記載されている場合は、様式第1-3号に記載してください。	4月5日
申請書	提出書類	2023年4月に代表者が変更したため、変更登記が締め切りまでに間に合わない協力事業者があります。この場合、代表者変更前の謄本を利用することは可能でしょうか。	可能です。代表者変更前の謄本をご提出いただき、変更登記が完了した後、速やかに変更後の謄本をご提出ください。郵送の際は、変更登記中である旨のメモを同封してください。 交付要綱様式第1-2号(要件確認申立書)、第1-3号(暴力団等審査情報)には、新代表者について記載してください。旧代表者の記載は不要です。	4月11日
申請書	事業計画書	「取組項目、取組概要、実施体制、想定事業費」は、申請書の内容とどのように書き分けるのがよろしいでしょうか。(より詳細な内容等)	お示しの「取組項目、取組概要、実施体制、想定事業費」の項目は、府の「カーボンニュートラル技術開発・実証事業」ホームページ中、応募の手続(2)配布方法【応募様式記入例】に掲載している、 ・「事業計画書等 記入例」の11ページ目、「技術開発・実証計画書(参考様式)」 →上から3項目目の「○社会実装に至る技術開発・実証計画」の、3つ目のボツ「取組項目、取組概要、実施体制、想定事業費」 を指しておられると考えています。 事業計画書(交付要綱様式第1号別紙)は取組項目等の要点を簡潔に記載してください。 「技術開発・実証計画書」には、取組項目等の詳細な内容を記載してください。	4月11日

申請書	事業計画書	<p>応募様式記入例の「技術開発・実証計画書」の参考様式を元に資料作成をしております。下記の記載項目について「事業計画書」の内容とどのように書き分けるのがよろしいでしょうか（より詳細な内容を記載、事業計画書に記載していない内容を記載等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組項目、取組概要、実施体制、想定事業費（「3(1)1」取組項目ごとの具体的な取組内容及び実施主体の役割等」の内容と比較して） ・技術面、法令、サプライチェーン等事業化に向けた課題と対応方針及びスケジュール（「2(7)開発・実証する技術の課題及び対応策」の内容と比較して技術面、法令の部分に関する内容について） 	<p>事業計画書（交付要綱様式第1号別紙）は取組項目等の要点を簡潔に記載し、「技術開発・実証計画書」には、事業計画書のより詳細な内容を記載してください。</p> <p>なお、「技術開発・実証計画書」の参考様式の主な記載項目は、例として示しているものであり、必要事項を事業計画書（交付要綱様式第1号別紙）の各欄に記載し、詳細な説明が不要な場合は、同内容について「技術開発・実証計画書」へ記載する必要はありません。</p>	4月13日
申請書	温室効果ガス削減効果	<p>「2(9)3」普及に至った時点において想定される温室効果ガス削減効果」での記載内容は、「2(9)1」想定される普及年次」で記載した時点での想定でよろしいでしょうか、あるいは別の時点を想定してもよろしいでしょうか。</p>	<p>事業計画書（交付要綱様式第1号別紙）の「2 実施計画」の「(9)1」想定される普及年次」で記載した時点において、想定される温室効果ガス削減効果を記載してください。</p>	4月11日
申請書	申請金額の積算根拠	<p>一部委託先から見積もりが取得できない可能性があります。この場合、過去実績や算出の考え方を代用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>代用可能です。過去の実績等から合理的な金額を算出してください。</p>	4月11日

【参考】令和4年度カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金 Q&A

※質問日ではなく、質問の類似性でまとめています

令和4年6月17日現在

大項目	小項目	質問	回答	質問日
制度全般	次年度事業	本補助事業は単年度で終了するのか。 継続する場合、いつまで継続するのか、その予算額はどの程度か。 加えて、継続の場合に、新規案件の受付の有無、継続枠/新規枠といった区分を設けるのか。	本事業は、 2023年度及び2024年度も継続実施 することを検討していますが、年度ごとに財源を確保し、事業の必要性・効果等の議会での審議を経て事業化されるため、現時点では確約できず、予算額も未定です。 このため、本事業を継続実施する場合についても、 2022年度の実施状況 なども勘案した上で、新規案件の受付の有無など制度面を検討することとなります。	5月27日
制度全般	次年度事業	今年度予算の申請という形になっていますが、来年度も継続する場合は改めて来年度になってから公募に応募するという形になるのでしょうか。	来年度も継続する場合は、来年度事業として改めて公募します。公募時期については未定です。	6月1日
制度全般	次年度事業	R5年以降 は会社の開発経費を計上すればよいのでしょうか？	補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）の事業計画書3（2）では、「万博での披露」に向けた取組項目ごとに、万博での披露までの年度計画を申請いただきます。当該年度の取組項目にかかる経費（人件費を含む補助対象経費に限りです。）を計上してください。 なお、次年度以降の事業について、必ずしも自己資金のみで賄えるように事業を構想する必要はなく、本事業を含む補助金の活用を想定した事業構想であってもかまいません。ただし、本事業が次年度以降継続された場合であっても、今年度の交付決定は、あくまで今年度の事業経費にかかる交付決定であり、次年度以降の支援を約束するものではありませんので、その旨ご承知おきください。	6月7日
制度全般	万博での披露	今回の補助事業において、万博への出展は必須なのでしょうか？	万博への出展は必須ではありません。公募要領に記載のとおり、「万博での披露」とは、万博開催期間中に、大阪府域において、カーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービス（製品やサービスの一部を構成する部品または付属品にとどまるものを除きます。）の開発及び実証の成果を広く知らしめるよう、実装、実証または展示を行うことをいいます。実装・実証の現場の見学受入れ、または技術を適用した製品や設備そのものの展示による披露を原則としますが、衛生面や安全管理面など特段の事情がある場合は、デモ機や映像による発表の場を設けるなどで代替することも可能です。	6月7日
制度全般	対象地域	府域とはどこまでの地域を示すでしょうか。府内のみが府域なのか、あるいは近隣（例えば大山崎）は府域にはいるでしょうか。	大阪府域とは、大阪府内のみをいいます。従いまして、京都府大山崎町などの近隣域は府域にはあたりません。	6月1日

制度全般	応募資格	申請日までには間に合わないのですが、近々、大阪営業所を開設する予定です。これを実証事業の場としたいのですが、可能でしょうか？	府域で行う主たる技術開発・実証の場所について、申請時点は「開設予定」で支障ありません。ただし、交付決定時（8月中旬予定）には開設されている必要があります。	6月10日
制度全般	情報開示	万博前の実証実験等の段階において、補助金受給企業がニュースリリース等で情報開示を行っても問題ないのでしょうか。	問題ありませんが、本事業に関する成果等の把握や事実確認等のため、ニュースリリース等の案の段階で、大阪府の本事業担当者宛てにご連絡いただくとありがたいです。	6月13日
制度全般	他の補助金との関係	公募要領の2 公募する補助事業の内容の『（3）他の補助金等との関係』で言われている『同一の技術開発・実証の取組みを他の補助金や助成金等の…中略…、応募することはできません。』の件ですが、これは本年度（令和4年度）のみの『官民両方の補助金・助成金等』を言われているのですか？ または、過去に遡っての採択された『官民両方の補助金・助成金等』の事も言われているのですか？	本年度（令和4年度）のみの『官民両方の補助金・助成金等』をいいます。	6月15日
対象事業	対象事業の範囲（個別事業）	当社は名古屋市内に所在するプラスチックの成形加工品（販促品など）を製造する会社です。カーボンニュートラル技術開発・実証事業として、発泡PLAシートを使用した食品トレーの開発及び実証に取り組みます。この度、大阪府内の会社から食品トレーを製造する量産機的设计・製作するためのデータ分析を依頼され、当社の工場（名古屋市内）で量産機の試作型を稼働させ、データ収集・分析を行います。量産機の稼働によって得られた分析結果を今後設計・制作する量産機に反映して、食品トレーを量産するための開発及び実証事業を共同して実施します。公募要領に「技術開発・実証を行う場所が府域で完結する必要はありませんが、大阪府外に及ぶ場合は、主たる技術開発・実証の場所が府域であるものに限ります。」と記載がありますが、今回のような府域の会社と共同して開発及び実証する場合は、対象となる補助事業に含まれますか？なお、補助対象経費として、主に量産機の試作型で使用する原材料費を申請する予定です。	今年度の主たる技術開発・実証の場所が大阪府域である必要があることから、バイオマスプラスチック製の食品トレー製造にかかる主たる技術開発（質問のケースでは量産機の試作型稼働によるデータ収集が該当すると考えられます）を大阪府域で行う場合は、対象になり得ます。	6月2日

対象事業	対象事業の範囲 (個別事業)	公募要領の巻末資料(15/16ページ)の【4. 核となる対策の候補(エネルギー、運営及び会場設備)】の件で質問致します。当社は『水素燃料仕様ロータリーエンジン小型発電機』の開発を考えています。上記は『カーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品』に該当しますか？	「最終製品」とは、エンドユーザーが購入する製品や社会システムとして普及するサービスなどを想定しており、製品やサービスの一部を構成する部品又は付属品にとどまるものを除きます。エンドユーザーが発電機そのものとして使うような製品として開発される場合は、最終製品に該当します。最終製品の一部として組み込まれる形で発電機を開発される場合は、最終製品そのものの開発が必要です。 なお、現在公募中の「令和4年度 エネルギー産業創出促進事業補助金(府内企業による研究開発等)」については、大阪府内に主たる事業所等を有する事業者を対象として、蓄電池、水素・燃料電池やその材料・部材、あるいは蓄電池、水素・燃料電池を活用した製品等や再生可能エネルギーに関する製品やその材料・部材等の研究開発、試作開発を補助対象事業としています(受付は令和4年6月30日(木曜日)までです。)。【ご参考】令和4年度 エネルギー産業創出促進事業補助金の公募のホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/soshutsusokushinhojo/index.html	6月15日
対象事業	対象事業の範囲 (個別事業)	公募内容として、カーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた開発実証とありますが、カーボンニュートラル実現の為に次世代流体(アンモニア、水素、バイオガス他)に適した配管、バルブ製品等の開発は補助の対象になりますでしょうか？	公募要領に記載のとおり、「最終製品・サービス」とは、製品やサービスの一部を構成する部品または付属品にとどまるものを除きます。よって、配管、バルブ製品等の部品又は付属品の開発にとどまるのであれば、対象になりません。 なお、現在公募中の「令和4年度 エネルギー産業創出促進事業補助金(府内企業による研究開発等)」については、大阪府内に主たる事業所等を有する事業者を対象として、蓄電池、水素・燃料電池やその材料・部材、あるいは蓄電池、水素・燃料電池を活用した製品等や再生可能エネルギーに関する製品やその材料・部材等の研究開発、試作開発を補助対象事業としています(受付は令和4年6月30日(木曜日)までです。)。【ご参考】令和4年度 エネルギー産業創出促進事業補助金の公募のホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/soshutsusokushinhojo/index.html	6月16日
対象事業者	対象事業者の範囲	共同事業者で、中小企業ですが、本社が東京で、研究開発部と工場が大阪に拠点のある会社は参加できるのでしょうか？	参加できますが、大阪府域において主たる技術開発・実証を行わない事業である場合は、対象事業となりませんのでご注意ください。	6月15日
対象事業者	対象事業者の範囲	当社は会社設立して1年2か月しか経過しておらず、1期分の決算書しか提出できませんが申請可能でしょうか。	申請可能です。	6月15日
対象経費	人件費	公募要領の4 補助対象経費の『直接人件費』の件ですが、本補助事業で『会社役員が開発・実証の作業に直接従事』したときは、本補助事業の直接人件費の対象となりますか？	開発・実証に直接従事する場合は、対象となります。公募要領4「表2 人件費単価(等級単価一覧表 令和4年度適用)」の「健保等級適用者以外(年俸制・月給制)」で人件費を算出してください。	6月15日

申請書	申請金額	経費申請額は 2023年3月 までの経費として計上するのでしょうか？	<p>補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）の2（1）の補助対象経費に記載する金額は、令和4年度に実施し完了する事業として申請される取組内容にかかる経費（※）のうち、補助対象となる経費（公募要領4表1）になります。万博での披露にかかる複数年度の総事業費ではありません。</p> <p>（※）事業計画書の4（1）の別表「令和4年度の経費配分案」の補助事業に要する経費（A）の列の合計④の欄の起算額と同じ額になるはずです。</p>	6月7日
申請書	提出書類	同一企業で複数案件の申請を行う場合、提出書類は各7部×案件数分の提出が必要なのでしょうか？それとも各7部で良いのでしょうか？	<p>複数案件の申請者が全て同一の場合は、補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）は各7部×案件数及び公募要領6（2）ア~カの書類7部のみで結構です。なお、案件Aの申請者が「企業a+企業b+大学c」で、案件Bの申請者が「企業a+企業b+大学d」の場合は、同一ではありませんので、念のため申し添えます。</p>	6月9日
申請書	事業名称	事業計画書の2 実施計画の『（1）事業名称』の件ですが、この事業名称は『令和4年度の事業名称（内容）』を記載するのですか？もしくは『博覧会での披露に向けた事業名称（内容）』を記載するのですか？	<p>事業名称の決まりはありませんが、事業目的に鑑み、「万博での披露に向けた事業内容」と「今年度の事業概要」の両方を表す名称が好ましいと考えます。ただし、既に事業名を決定されている場合は、「万博での披露に向けた事業内容のみ」又は「今年度の事業概要のみ」を表現する名称であっても問題ありません。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIと●●センサー技術等を活用した●●施設におけるエネルギー管理システム（BEMS）の高度化に向けた基本設計及び効果実証事業 ・万博でのゼロエミッション船の運航に向けた船舶の設計事業 	6月15日
申請書	提出書類	提出書類の登記簿謄本や納税証明書は原本が必要とのことですが、7部すべて原本とのことでしょうか。	<p>令和4年6月20日付で、提出部数を一部変更しました。 登記簿謄本や納税証明書は、原本各1部のみ提出してください。</p> <p>【公募要領修正箇所（6 応募方法（2）提出書類）】 補助金交付申請書（事業計画書及びその添付書類を含みます。）、添付書類イ及びエは、各7部とし、7部のうち6部は、事業者が特定できる部分を黒塗りの上、提出してください。添付書類ア、ウ、オ及びカは、各1部を提出してください。</p>	6月16日

申請書	提出書類	<p>応募の際の提出書類のうちの一つ、「暴力団等審査情報」において記載が必要な「役員」とは、代表取締役に限らず取締役や監査役、社外監査役も含まれますでしょうか。</p>	<p>「役員」とは、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪府公安委員会規則第3号）第3条(5)アの規定により、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、社外取締役、社外監査役を含みます。</p> <p>なお、申請事業の実施に関して実質的な権限が大阪府暴力団排除条例施行規則第3条(5)イ又はウに委任されている場合は、これらに該当する者も記載してください。また、役員に限らず、同規則第3条(5)エに該当する者が存在する場合には、これに該当する者も記載してください。</p> <p>【参考】大阪府暴力団排除条例施行規則第3条の規定 (暴力団密接関係者) 第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) 略 (5)事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者</p>	6月14日
申請書	提出書類	<p>(2) 提出書類—ウ納税証明書については、社内原本の保管として1枚のみとなっており、複写での準備となりますが対応可能でしょうか？</p>	<p>納税証明書は、原本の提出をお願いします。</p>	6月17日
申請書	提出書類	<p>暴力団等審査情報に記載の役員住所は、勤務地でよろしいでしょうか？</p>	<p>「勤務地」ではなく、「住所」を記載してください。</p>	6月17日